

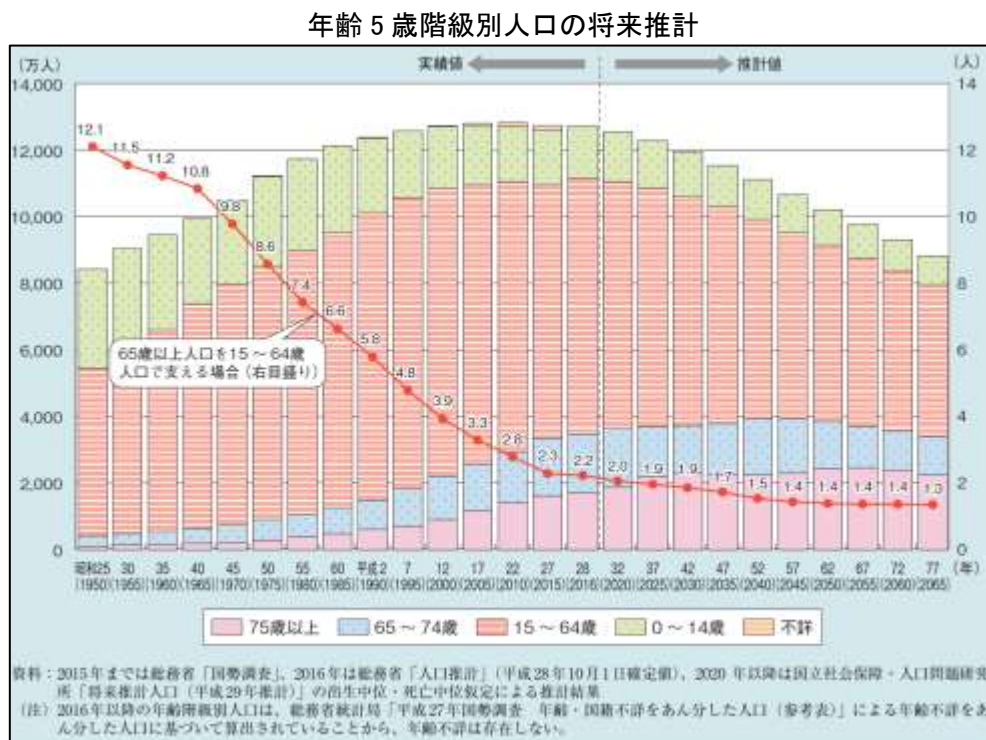
社会状況・経済の動向の分析

ア 社会経済の大きな流れ

1 人口減少・少子高齢化の進行

➤ 総人口減少と生産年齢人口減少・高齢化が進行

日本は人口減少時代に突入しており、今後も長期的に人口減少が続くと予測されている。また人口構成も変化が続く見込みであり、非婚化・晩婚化等による出生率の低迷もあって年少人口・生産年齢人口が減少する一方で、高齢者割合は増加の一途を辿ると見られている。



出典：平成29年版 高齢社会白書（内閣府）

➤ 健康長寿社会の実現に向けた取組が進む

どの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎える中で、健康長寿社会の実現が求められていると言える。国は、厚生年金の支給開始年齢の引き上げや、平成24(2012)年には改正高齢者雇用安定法の施行により雇用主に定年延長等を義務付ける等して高齢社会対策を進めている。

➤ 都心回帰傾向が続く

日本の総人口が減少する中で、都心の不動産価格の下落等を背景として、地方や大都市郊外から東京を始めとした大都市圏への人口集中が続いている。その中でも、東京では特に23区を中心とする都心部への人口集中が顕著であり、首都圏の郊外にあたる地域では都心への人口の流出が止まっておらず、都心回帰の傾向が鮮明になっている。

➤ **一億総活躍社会の実現と地方創生の推進**

国は、地方の人口減少・東京一極集中の是正のため、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」・「総合戦略」を策定し地方創生の取り組みを進めている。平成 28(2016)年には「ニッポン一億人総活躍プラン」を策定し、経済政策と子育て支援・社会保障基盤強化の好循環の実現により少子・高齢化に歯止めをかけることを目指している。

➤ **地域共生社会の実現に向けた取組の推進**

一億総活躍社会の実現に向けて、福祉の分野では、地域の誰もが支えあい活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行(平成 30(2018)年)や、生活困窮者自立支援制度の見直し(平成 30(2018)年)等が進められている。

2 地域コミュニティの弱体化を巡る問題

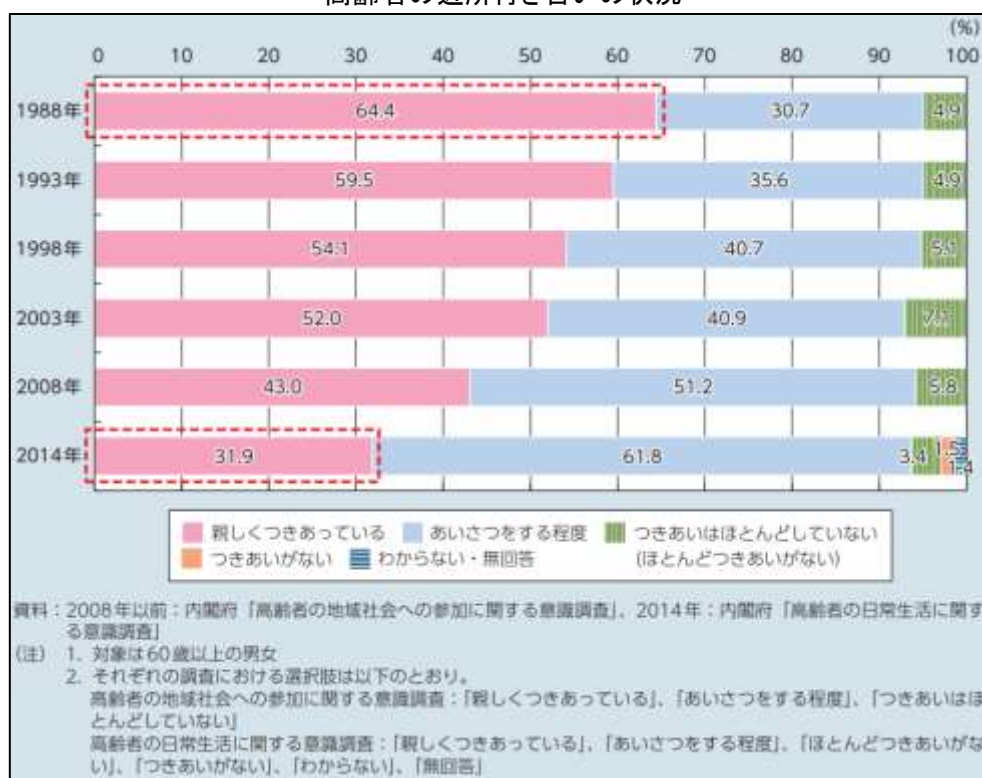
▶ 都市部での地域コミュニティの希薄化と見直される役割

都市部では、様々な要因により地域への愛着・帰属意識の低下や、近所付き合いや自治会・町内会等の地縁的なつながりに基づく地域コミュニティの希薄化、機能低下が進んできたと言われている。

また近年では、高齢者、特に高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者の社会的孤立が問題となっている。地域とのつながりがないこと等から高齢者の生活活動空間が家の中のみで狭小化していくことは「閉じこもり」と呼ばれ、心身の機能低下に繋がることから特に問題視されている。

一方、地域コミュニティに期待される役割は多様化していると言える。例えば、個人情報取扱いの厳格化等に伴い地域住民の情報把握や見守りを行う役割が期待されているほか、防災面でも、自治体による支援に限界がある中で、平常時の防災意識の啓発や災害発生時の初期救助活動等における役割はますます重要となっている。

高齢者の近所付き合いの状況



出典：平成 29 年版 高齢社会白書

▶ テーマ型コミュニティや多様な地域貢献の広がり

地域課題が多様化する中で町内会や自治会等の従来型の地縁型コミュニティが希薄化する一方、地縁にとらわれず自発的な参加に基づくテーマや分野別のコミュニティの重要性が指摘されている。高齢者の社会参加状況を見ても、町内会・自治会や老人クラブといった伝統的な地域組織への参加は減少しているものの、サークル・団体への参加は

増加している。地縁型・テーマ型コミュニティのバランスや、特徴を活かした連携が重要と考えられる。

地域活動の担い手も多様化が進んでおり、NPO やボランティア等によるコミュニティ支援活動や、専門的なスキル・経験をボランティアとして提供するプロボノ、社会問題の解決を図るための事業を展開するソーシャルビジネスなど多様な形により公共の福祉の向上を図る活動が広がっている。また、民間企業も CSR や CSV 活動、またそれらを評価する ESG 投資等の形で社会貢献が評価されるようになっている。世論調査でも、社会のために役立ちたいと思っていると回答した者の割合は 1980 年代から増加傾向にある。

➤ **一層困難さを増す担い手の確保**

地域活動の担い手が多様化する中でも、地域コミュニティに参加しない主要な理由としては活動時間がとれないことが挙げられている。今後は、共働き世帯の増加等や高齢者の再雇用や定年延長等により、地域コミュニティの担い手確保が一層困難になることも予想される。

3 経済の長期低迷と働き方改革

▶ 緩やかな景気回復が続くも長期的な先行きが不透明な状況が続く

日本経済は長く低成長が続いてきたが、近年は国の経済政策等もあり緩やかに景気回復基調が続いている。今回の景気回復は2017(平成29)年には戦後2番目の長さとなっており、平成32(2020)年の東京オリンピックまで続くとも見込まれている。しかし、年平均1%台と成長率が緩やかであることや賃金の伸びが過去の景気回復と比較して弱いこと等もあり、デフレを脱却し安定的な物価上昇が見込まれるまでには至っていない。

今後は、人口減少により内需の縮小や人手不足の深刻化が避けられず、東京オリンピック後には建設・不動産需要が低迷する可能性もある。また、グローバル化する世界経済も堅調ながらも様々なるリスクを抱えており、日本経済の先行きは楽観視できない情勢が今後も続くと思われる。

▶ 国家財政の健全化、社会保障の充実・安定化のため税制改革が進む

高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関連経費が国家財政を圧迫している。また、国債残高も増加の一途を辿っており、将来世代への負担が懸念される状況となっている。安定的な社会保障制度を実現すると同時に財政の健全化を推進するため、国は平成24(2012)年に「社会保障と税の一体改革」として消費税法の一部改正等を行い、消費税率を引き上げて増収分を全て社会保障財源とすることを決めた。平成26(2014)年の増税後は再増税の延期が続いていたが、10%への引き上げ時期は平成31(2019)年10月1日に決定している。

▶ 雇用情勢の改善が続き、人手不足が深刻化

景気回復を受けて雇用情勢は改善が続いている。今後も生産年齢人口は減少する見込みであるため、日本の労働・雇用環境は今後も改善が続く可能性があり、企業側から見れば人手不足感が一層高まることが見込まれる。

就業率・就業者数はともに増加を続けているが、その中でも非正規雇用労働者の増加が顕著である。また、65歳以上高齢者や障害者の雇用者数も増加傾向にある。

また、人手不足を補う人材として、留学生や技能実習生等の外国人労働者も増加傾向にある。外国人労働者数は平成29(2017)年10月末現在で約128万人、また在留外国人数は平成29(2017)年末現在で約256万人と共に過去最高を更新している。

失業率と有効求人倍率



出典:平成29年度 年次経済財政報告(内閣府)

➤ **働き方の多様化、働き方改革が進行**

日本の構造的・根本的課題である少子高齢化に取り組むための経済政策として、国は平成 28(2016)年にニッポン一億総活躍プランを策定した。この中では、経済政策と子育て支援・介護の基盤強化の好循環、「成長と分配の好循環」が掲げられているが、その中でも「働き方改革」が同プランを貫く横断的課題と位置づけられている。働き方改革とは、長時間労働の是正や同一賃金同一労働の実現、女性・高齢者・障害者等の活躍、生産性の向上等により、誰もが多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すものである。働き方改革の一環として、平成 28(2016)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行された。今後は、より一層女性の活躍や生産性向上に資する働き方改革や社会の意識の変革が求められる。

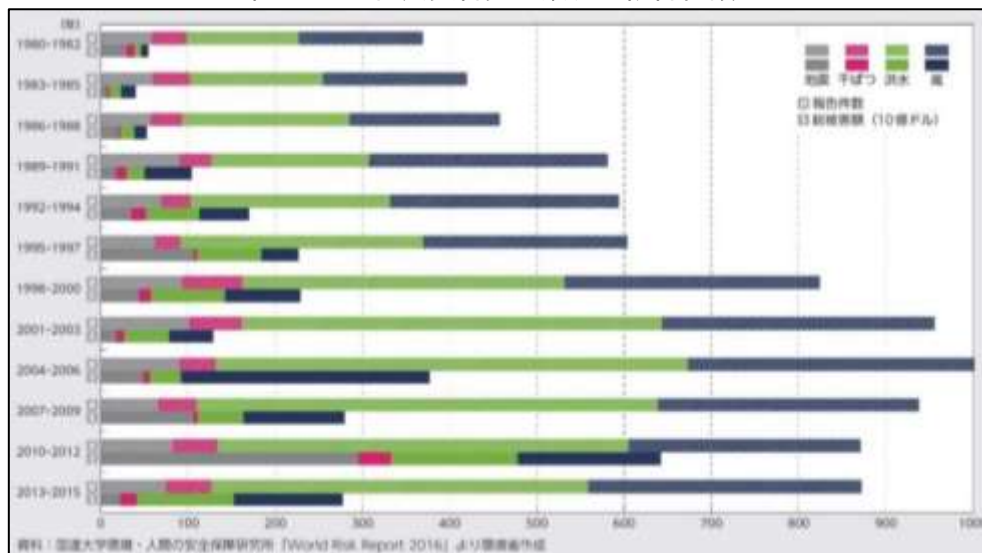
4 環境・エネルギー問題の深刻化

▶ 気候変動が進み災害が深刻化

人類の活動による気温・海洋システムの温暖化は確実であり、温室効果ガス削減のため、低炭素社会、脱炭素社会の実現が目指されている。これらを踏まえ、日本では平成28(2016)年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定する等して温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいる。

自然災害による被害が世界で顕著に増加しており、気候変動等に伴って異常気象や極端現象が激甚化していることも考えられる。日本列島の地理的条件を認識し災害への備えを充実させることが欠かせない。国は「レジリエンス・ジャパン」を掲げた国土強靱化基本法を制定し取組を進めている。

日本における自然災害発生数及び被害総額



出典:平成 29 年版 環境白書(環境省)

▶ 再生可能エネルギー導入の進展と地産地消型エネルギーシステム構築を模索する動き

化石燃料や原子力エネルギーについて、環境負荷の他にも持続性や安全性等の様々な問題が指摘される中、国は平成 26(2014)年に中長期的かつ総合的なエネルギー政策の基本方針である第 4 次エネルギー基本計画を閣議決定した。この中では、安全性を前提とした上で省エネの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組み、原発依存度を可能な限り低減させることが基本方針として盛り込まれており、日本の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は増加傾向にある。

また、地域のエネルギーを地域で有効活用する地産地消型エネルギーシステムの構築を目指す動きが始まっている。これは再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギーシステムの強靱化に貢献するとされ、また、コンパクトシティや交通システムの構築等、まちづくりと一体的に推進が図られることで地域経済の活性化にも貢献することが期待されるものである。平成 28(2016)年には電力小売全面自由化がスタートし、地域新電力の事業者が多数設立されている。

➤ **都市環境・経済・社会の諸課題の同時解決（SDGsの推進）の必要性**

環境・経済・社会の諸課題は密接に関係していることから、様々な側面の相互関係を踏まえ統合的な取組を展開していくことが不可欠とされる。国は平成 19(2007)年に 21 世紀環境立国戦略を策定し、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりを統合的に進めることにより、持続可能な社会を目指すとしている。

平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、またその中の「持続可能な開発目標（SDGs）」でも、経済・社会・環境の諸課題の統合的な解決の重要性が示されている。平成 29(2017)年の評価では、日本はジェンダー平等、持続可能な生産と消費、気候変動対策、陸上資源、パートナーシップによる取組に関する各目標に遅れがあると評価されている。また、国は地方創生に向けて自治体レベルでの SDGs の推進を図っている。

5 テクノロジーの進展

▶ IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術が急速に普及

情報通信技術（ICT）の進展は様々な技術革新を誘発しており、例えばインターネットに機器を接続する技術、IoT（モノのインターネット）の普及が挙げられる。IoT 関連機器等から得られる膨大な情報、いわゆる「ビッグデータ」の活用により、様々な産業や社会全体に新たな価値がもたらされることが期待されている。

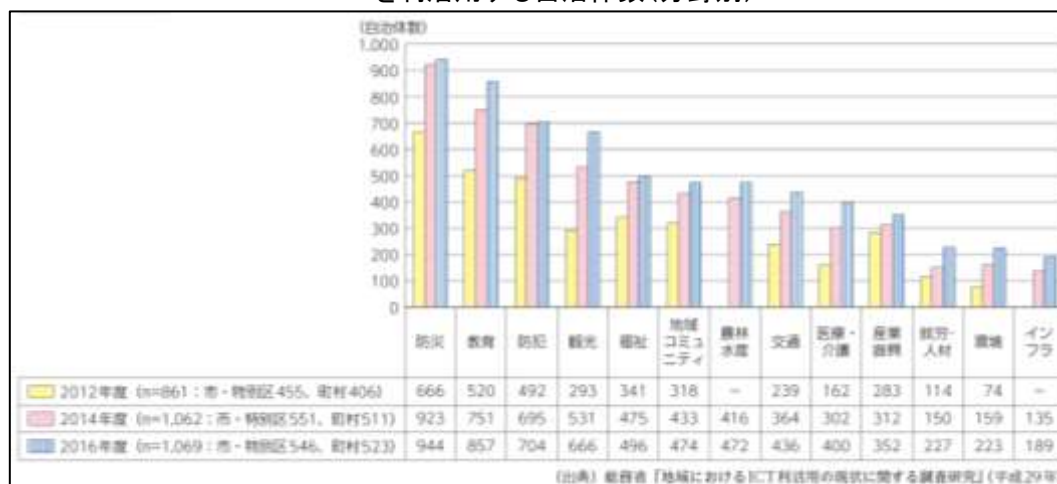
また、AI（人工知能）の技術も飛躍的に進展しており、生活関連ロボットや自動運転技術への活用のみならず、産業構造や労働市場全体に大きな変化をもたらす可能性がある。

ICT の進展によるこれらの新たな技術革新やそれに伴う社会構造の変革は第 4 次産業革命と呼ばれる。国は、「第 4 次産業革命」を通じて目指す社会として、「Society 5.0」を提唱し情報通信技術の活用に向けた環境を整えつつあり、平成 28(2016)年末から平成 29(2017)年にかけて、「官民データ活用推進基本法」の制定や「改正個人情報保護法」の全面施行などといった法整備が進められている。

▶ 社会的課題の解決に向けた ICT 利活用の可能性

日本は生産年齢人口の減少に伴う経済の縮小を筆頭として様々な社会的課題を抱えているが、それら課題の解決に必要となる働き方改革や地方創生においても ICT を活用することが提唱されている。

ICT を利活用する自治体数(分野別)



出典:平成 29 年版 情報通信白書

▶ 自治体の情報化（自治体クラウド、マイナンバー制度等）

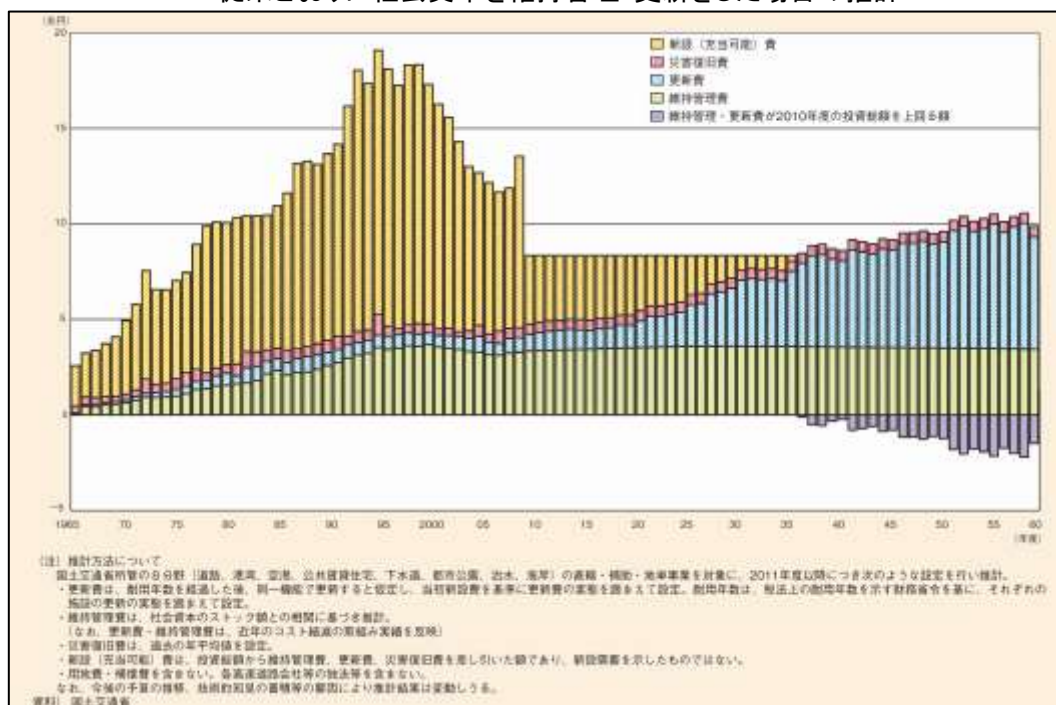
情報通信技術の進展に伴い、自治体でも、行政サービスの向上や業務効率化、セキュリティ対策等の目的から情報化の取組が進められている。平成 27(2015)年度よりマイナンバー制度が導入され、利用範囲の拡大や普及促進が図られているほか、それに合わせて自治体クラウド導入の加速化が最優先課題として取り組まれている。

6 都市・社会基盤の老朽化・非効率化

▶ 社会資本の維持・更新コスト増大

日本の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されている。今後、社会資本の維持・更新等費用は増大していくことが見込まれている。日本は自然災害リスク等も高いため、社会資本への投資は不可欠であることから、効率的・効果的な事業執行が重要となっている。

従来どおりに社会資本を維持管理・更新をした場合の推計



出典：平成 23 年度 国土交通白書(国土交通省)

▶ 戦略的なインフラマネジメントの広がり

人口減少等により厳しい財政状況の中で効率的に公共事業を推進するため、インフラの維持・補修・更新に関する優先順位付けや実施時期等のマネジメントを行う予防保全型管理の考え方や、民間の資金と経営能力・技術力を活用する手法である PPP/PFI の活用が拡大している。

▶ 都市構造の非効率化・低密化と再編の必要性

地方都市においては三大都市圏よりも早く人口減少が始まっており、スポンジ状に発生する空き家・空き店舗・空き地の増加、郊外化等の要因により都市構造の非効率化が進み様々な問題が生じている。

その対策として、平成 26(2014)年には生活拠点などに福祉・医療等の施設や住宅を誘導し集約する制度（立地適正化計画制度）が設けられた。加えて、都市機能の誘導とそれと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方が導入され、取組が進められている。

7 価値観・ライフスタイルの多様化

▶ 住まい方、暮らし方、生き方の多様化や選択肢の広がり

非正規雇用労働者の増加や女性の就業の拡大など、雇用や働き方に多様化が見られる。また、働く目的では「社会の一員の務めを果たすために働く」が逡増傾向、「収入と自由時間についての考え方」では「収入をもっと増やしたい」が減り、「自由時間をもっと増やしたい」が増える傾向にあるなど、働くことへの意識にも変化が見られる。

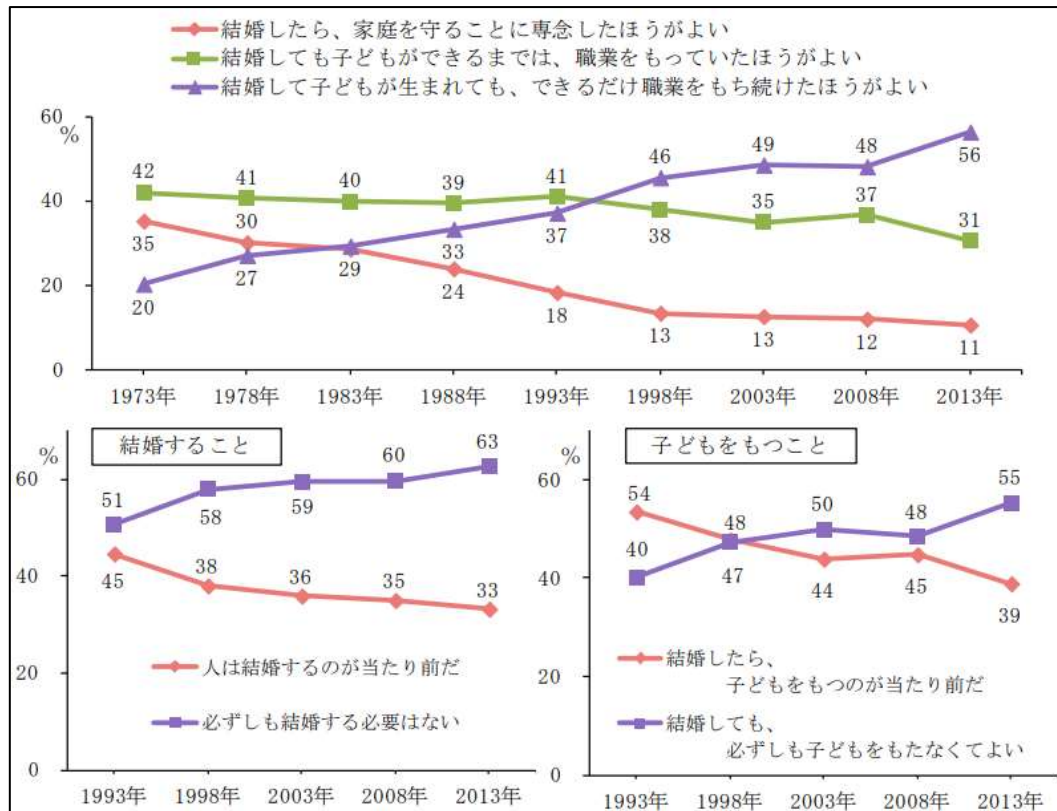
若者の結婚への意識では「結婚は個人の自由である」に「(どちらかといえば)賛成」する人が増えており、結婚が家や親のためでない個人を中心に据えたものへ変化し、結婚は人生の選択肢の一つとして捉えられるようになってきている。

新入社員の働く目的の推移を見ると、平成 12(2000)年以降、「楽しい生活をしたい」とする人の割合が大きく上昇し、「経済的に豊かな生活を送りたい」とする人の割合は低下し、若者の仕事への意識に変化が見られる。

住まい方としては、住宅を「所有したい」または「どちらかといえば所有したい」と回答した人の割合は 74.9% (平成 27(2015)年) となっており、平成 16(2004)年と比較すると、「所有したい」とする人が減り、「所有する必要はない」とする人が増加している。

このように、住まい方、暮らし方、生き方の意識に多様化や選択肢の広がりが見られる。

働き方・暮らし方の希望と現実



出典: 男女共同参画白書 平成 28 年版(内閣府男女共同参画局)

▶ **多様性を尊重し合う社会への機運の高まり**

ダイバーシティやソーシャルインクルージョンという言葉が社会的に注目を集め、国籍、人種、世代、ジェンダー、文化、宗教、身体的特徴など、多様性を認め尊重し合う社会を実現していこうとする機運が高まっている。

また、性的少数者の人権を尊重する社会の形成を推進していこうとする取組が、自治体や民間企業で広がりつつある。

一方で、国籍や性的志向等を理由とする偏見や差別がまだまだ起きているのが現状となっている。

8 社会の歪みの顕在化

➤ 精神的・社会的な健康問題

12歳以上の人の日常生活での悩みやストレスの有無を見ると「ある」が47.7%、「ない」が50.7%となるなど、約半数の人が悩みやストレスを抱えている。自殺者数はここ数年は2万人台に減っているものの、15歳～34歳の若い世代の死因の第1位が自殺となっているのは先進国では日本のみで、若い世代の自殺は国際的に見ても極めて深刻な状況にある。

自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成
出典：平成 29 年版 自殺対策白書(厚生労働省)

➤ 長時間労働の問題

近年、長時間労働による過労自殺などが多発し社会問題として注目される中、平成 26(2014)年には「過労死等防止対策推進法」が施行されるなど、国を挙げて長時間労働対策の強化が進められている。

➤ 格差の拡大・固定化

高額所得者が占める所得シェアはここ数十年拡大の一途を辿っており、平成 26(2014)年には富の公平な再分配の必要性を説いた経済学者トマ・ピケティの著作が大ヒットするなど、世界的に格差の拡大や固定化による社会の分断が問題となっている。このような中、再配分や社会福祉施策など社会の歪みを是正していくことが急務となっている。

➤ 子どもをめぐる問題(貧困等)の顕在化

子どもの貧困、若者の無就業者の増加、ひきこもりやいじめの問題など、子ども・若者をめぐる様々な問題は依然として大きな社会問題となっており、社会全体での課題解決が求められる。

9 多様な官民連携の広がり

➤ 地方創生の推進

平成26(2014)年11月の「まち・ひと・しごと創生法」、「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法の成立を受け、人口減少克服と東京一極集中の是正のため、各地方公共団体は「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定、国は情報・人材・財政の側面から地方公共団体を支援するなど、国を挙げて地方創生の取組が進められている。

➤ PFI/PPPの広がり

本格的な人口減少社会の中で公的負担を抑制しつつ、効果的に公共施設等の整備・運営を図る手法として、PPP/PFIは拡大している。

国は「PPP/PFI推進アクションプラン」を策定するとともに、人口20万人以上の地方公共団体においてPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みとして「優先的検討規程」の作成を求めるなど、PFI/PPPを更に推進する取組が進められている。

➤ 多様な広域連携の推進

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策として、連携中枢都市圏構想が推進されている。そのほかにも都道府県と市区町村との連携、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な連携など、多様な広域連携の取組が見られる。

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)の概要

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版) ※赤字は主な改定事項			
背景	今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 推進のための施策として、新たに「公的不動産における官民連携の推進」を明記 平成28年度のフォローアップにより具体的施策をブラッシュアップ(優先的検討の更なる推進等) 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を追加 		
改定版概要	PPP/PFI推進のための施策		
	コンセッション事業の推進	実効性のある優先的検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
	<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期にあたる今後数年間に、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における積極的な運用、優良事例の積極的な推進 ・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施 ・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の視野拡大 ○地域プラットフォームを通じた案件形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ ・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援 ○民間提案の積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定 ・民間提案支援を平成29年度から実施 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ハンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の積極的な周知・共有の強化・周知 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
	公的不動産における官民連携の推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 -公園におけるPPP/PFI手法の拡大 -遊休文教施設の利活用 -公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 		
コンセッション事業等の重点分野	空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】 道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】 クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】		
事業規模目標	21兆円(平成25～34年度の10年間) (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目標)、公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目標)、その他事業5兆円)		
PDCAサイクル	毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し		

出典：PPP/PFIの推進アクションプラン(平成29年改訂版)概要版(内閣府)

10 参考資料

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」
- 内閣府「平成 29 年版 高齢社会白書」
- 内閣府「平成 22 年版 高齢社会白書」
- 内閣府「平成 29 年版 少子化社会対策白書」
- 内閣府「地域の経済 2011 補論 2 大都市圏における“街の高齢化”」
- 内閣府「PPP/PFI の推進について」
- 内閣府「平成 28 年版 男女共同参画白書」
- 内閣府「国民生活に関する世論調査（平成 29 年）」
- 内閣府「住生活に関する世論調査（平成 27 年）」
- 日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2017 年版」
- 電気事業連合会「電気事業のデータベース 2016」
- 環境省「平成 29 年版 環境白書」
- 総務省「平成 29 年版 情報通信白書」
- 国土交通省「平成 29 年版 国土交通白書」
- 国土交通省「平成 28 年版 国土交通白書」
- 国土交通省「平成 23 年版 国土交通白書」
- 厚生労働省「平成 25 年版 厚生労働白書」
- 厚生労働省「平成 28 年 国民生活基礎調査」
- 厚生労働省「平成 29 年版 自殺対策白書」
- 法務省 web サイト（内閣府「人権擁護に関する世論調査」）
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構「国際労働比較 2016」

イ 施策分野別の動向

【目指すまちの姿1】子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

政策A 1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
A1-1 子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することが求められる。【地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成 29 年 4 月）】 ・ 都市部を中心に共働き家庭の増加などにより、保育施設等の入所待ちの児童が多く発生している。 ・ 平成 25 年 4 月に、平成 29 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を確保することとした「待機児童解消加速化プラン」を発表し、さらに平成 27 年 11 月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、整備目標が約 50 万人分に引き上げた。 ・ 同プランを通じ、待機児童問題を抱える多くの自治体で保育所の整備などによる受入児童数の拡大、保育士の確保を図っている。 ・ 認可保育園や認定こども園に加えて、少人数での保育、企業内の保育所の充実に力を入れていくことが求められている。 ・ 保育サービスの「量的拡充」と「質の改善」に、両輪で取り組むことが求められている。【子ども・子育て支援新制度（平成 24 年 8 月）】 ・ 相談支援体制の構築や支援メニューの充実を図り、ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現することが求められている。【次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年 4 月）】 ・ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）の対象学年が小学校 6 年生まで延長されること、同事業の設備及び運営について条例で基準を定めることとなった。【子ども・子育て関連 3 法改正（平成 27 年 4 月）】
A1-2 子どもの健やかな成長への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニート、ひきこもり、不登校、非行など、社会生活に困難をもつ青少年の増加が社会問題となっている。また、子どもの貧困（家庭の経済格差）、発達障害、セクシャルマイノリティ（LGBT）など、青少年をめぐる課題は多様化している。これらの問題・課題は相互に複雑に影響し合い、複合性・複雑性を有している。【子供・若者育成支援推進大綱（平成 28 年 2 月 9 日子ども・若者育成支援推進本部決定）など】

	<ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えた貧困の連鎖をなくすため、学習支援、子供の自立支援、親の就労支援等の取組を社会全体で進める必要がある。また、子ども・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が求められる。【子供・若者育成支援推進大綱（平成 28 年 2 月 9 日子ども・若者育成支援推進本部決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）など】 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者への医療・福祉・教育・就労に渡る切れ目ない伴走型支援の提供、在学中における相談支援・指導体制の充実等が求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・子ども・若者支援推進法に基づく「東京都子供・若者計画」を策定。【東京都（平成 27 年 8 月）】
A1-3 子育て・子育てを育む地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は人工呼吸器を装着している障がい児（医療的ケア児）の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされた。【児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項（平成 30 年 4 月改正）】

政策 A 2 人と学びを未来につなぐまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
A2-1 学力の伸長と個性、創造性の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2016 では、教育は強い経済の形成の基盤として位置づけられ、教育の再生が重要方針として掲げられている。（具体的には、アクティブ・ラーニングの視点による学習の促進、子どもの社会で自立できる力の育成。そのための学校の指導体制等の充実・確保や教員の資質能力の向上、専門スタッフ等の参画も得たチーム学校の運営体制の構築、学校と地域の連携・協働を一体的に推進。創造性の育成、特別支援教育など多様な個性が長所として活かされる教育、教育の情報化、幼児教育の振興。安全・安心な学校施設整備推進）。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針が策定された。【平成 28 年 1 月】 ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」が公表された。【文部科学省 平成 29 年 3 月】
A2-2 心の教育や体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存が問題となっており、ネット社会から子どもを守る取り組みが求められる。【子供・若者育成支援推進大綱（平成 28 年 2 月 9 日子ども・若者育成支援推進本部決

	<p>定) など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニートやひきこもりの問題は 30 代・40 代にまで高年齢化しており、キャリア教育や就業能力開発機会の充実、若者の雇用安定化と所得向上など、若者の経済的自立を支援する取り組みが重要となる。【子供・若者育成支援推進大綱(平成 28 年 2 月 9 日子ども・若者育成支援推進本部決定) など】
A2-3 健康 教育と環境 教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン概要版」が公表された。【平成 27 年 3 月】
A2-4 学 校・家庭・ 地域等の連 携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・これからは、学校段階等の縦割りではなく、生涯を貫く教育の観点から、各学校間や学校教育と職業生活等との円滑な接続が重要な視点となる。施策の推進にあたっては、雇用・就労、青少年育成、生涯学習等の施策との連携がいっそう求められる。【第 2 期教育振興基本計画(平成 25 年 6 月閣議決定) など】 ・コミュニティ・スクールや学校支援地域本部など、学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築等の取組が、今後重要となる。【第 2 期教育振興基本計画(平成 25 年 6 月閣議決定) 等】

【目指すまちの姿2】みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

政策 B 1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
B1-1 ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取り組む健康的な生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会を持続可能なものとするため、高齢者の健康づくり・生きがいづくりの重要性が増している。 ・病気の予防や健康の維持・管理に気を配ろうとする人が増え、健康管理センターやスポーツクラブといった施設が大きな存在となる。 ・日本のがん健診受診率は先進諸国に比べ低く（2～3割）、受診率向上（特に女性特有のがん）が喫緊の課題となっている。【経済財政運営と改革の基本方針 2016 など】 ・望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ禁煙措置など講ずべき措置を定めた。【健康増進法の改正（平成 30 年 3 月）】
B1-2 健康を支えるネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進展し、予防医療の重要性が増す中で、「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」の健康サポート機能、薬剤管理機能が重要となる。【経済財政運営と改革の基本方針 2015、患者のための薬局ビジョン（平成 27 年）など】

政策 B 2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
B2-1 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を構築する方向性が示された。【ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年）】 ・「地域共生社会」の実現を加速化するため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、縦割りの公的福祉サービスを「丸ごと」へのサービスへ検討していく「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置された。【厚生労働省（平成 28 年 7 月開催）】 ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進していく。【首相官邸ウェブサイト「ユニバーサルデザインの推進について」】 ・平成 28 年の自殺対策基本法改正に基づき、自治体は自殺対策計画を定めるものとされた。【自殺対策大綱の見直し（平成 29 年 7 月）】
B2-2 セーフティネットによる生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の自立に向けて、出口を見据えた効果的で質の高い支援を行うために民間事業者との連携が不可欠となる。【厚生労働省ウェブサイト】 ・公営住宅の建替・集約化に際して、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により公的負担の抑制を検討していくことが求められる。【PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 28 年）】 ・生活保護受給に至る前の段階で自立生活を送れるよう支援するため、自治体は相談者の状況に応じた自立支援計画を作成するなど、包括的な事業の実施が定められた。【生活困窮者自立支援法の施行（平成 27 年 4 月）】
B2-3 社会保険制度の健全な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度より、後期高齢者医療の 70～74 歳の自己負担割合が 2 割に増加した。（現役並所得者は 3 割）【厚生労働省ウェブサイト「70 歳から 74 歳の方の医療費の窓口負担についてのお知らせ」】 ・H30 年度から国民健康保険制度の広域化が実施されるため、その対応が求められる。【持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年 5 月）】 ・後発医薬品の使用促進や頻回受診の適正化により、医療費の削減に取り組むことが求められている。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・介護保険の各給付者の給付実態を明らかにし、それぞれの課題に応じた施策実施につなげていくことが求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・介護保険外サービスの活用促進を含め、多様な生活支援サービスの利用

	<p>を促進することが求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者の自立支援・介護予防等を通じた介護保険給付の適正化を行っていくことが求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】・非正規雇用の増加を背景に、平成 28 年 7 月から国民年金の納付猶予が 30 歳未満から 50 歳未満に変更された。【日本年金機構ウェブサイト「国民年金保険料納付猶予制度の対象年齢が 30 歳未満から 50 歳未満に拡大されます。」】
--	--

政策 B 3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
B3-1 地域における高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現が求められる。【厚生労働省ウェブサイト「高齢者雇用対策」】 ・老人クラブやシルバー人材センターのような従来のサービスに限らず、元気な高齢者が豊富な経験や能力を活かしながら「地域を活性化する存在」として活躍できるよう、多様な社会参加を促進するような新たな仕組みづくりが必要となっている。 ・高齢者の生活支援として、地域の福祉ニーズに対応した多世代交流・多機能型福祉の拠点作りを推進することが求められている。【平成 27 年版厚生労働白書】
B3-2 権利擁護と介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対策では、「早期診断」と「早期対応」を柱とした戦略が策定され、平成 29 年度末までの目標が示された。【認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（平成 27 年 1 月）】

政策 B 4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
B4-1 障がい者が暮らしやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止などが法に規定された。【障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）】 ・平成 28 年 7 月に発生した障害者施設殺傷事件を受け、社会福祉施設等における防犯に係る安全性確保が求められている。
B4-2 ライフステージを見据えた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが求められている。【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年 6 月）】

【目指すまちの姿3】 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

政策C1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
C1-1 市民主体による地域づくり、まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、核家族化など、コミュニティをとりまく構造変化を背景に、自治会・町会の加入率の急降下がみられ、今後この傾向はいつそう進むことが懸念される。時代に合わせた新たなコミュニティの体制づくり、仕組みづくりが急務となっている。 ・都市部では、マンションの増加に伴い、マンション住民と地域とのつながりをいかに構築するかが課題となっている。 ・個人情報保護に配慮した要支援者への支援のあり方が全国的な課題となっている。 ・官民データ活用推進基本法が施行され、市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定が努力義務とされた。【官民データ活用推進基本法の施行（平成28年12月）】 ・同法を受け、「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」が公表された。【内閣官房（平成29年10月）】 ・個人情報を取得する際の目的の特定、目的の範囲内での利用などを定めた改正個人情報保護法が施行された。【消費者庁、経済産業省（平成29年5月）】 ・いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動等に関する情報）の利活用を適正に推進していくため、改正行政機関個人情報保護法が施行された。【総務省（平成29年5月）】
C1-2 学びから、人づくり・まちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン、居場所づくり、カフェなど、「交流」の効果が改めて認識され、コミュニティづくりに生かされている。
C1-3 多様な担い手の力をまちづくりに活かす仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の複雑化に伴い、災害対策、防犯対策、環境対策、要支援者の見守り、生きがいつくり、開かれた学校づくり、地域産業活性化など、地域コミュニティに期待される役割はますます多様化しており、各地域の実情に合わせた取り組みがいつそう求められる。 ・複雑化する地域課題に対応していくために、地域内での様々な主体間の連携がますます重要となっている。 ・自治体提案制度の活用や、ファンド等の新たな資金調達工夫などに取

	<p>り組むコミュニティもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安倍内閣の成長戦略を受け、平成 28 年 5 月には「PPP/PFI 推進アクションプラン」(内閣府)が制定されるなど、国をあげて官民連携・協働 (PPP) の推進が進められている。 ・官民連携・協働 (PPP) による事業の実施を実現していくためには、官民連携のプラットフォームや、民間提案を受け付ける仕組みの構築など、民間の力を生かすための環境整備がいっそう求められる。 ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックは、ボランティアの育成の機会となる。市民との協働によりオリンピック・パラリンピックを成功させることができれば、次代へのレガシーとなる。 ・共助による地域づくりの推進に向け、共助による地域づくりのプラットフォームの提供、社会的インパクト投資の推進、公共物を活用した取組の推進、シェアリングの発想を活かした取組の推進、地域外との人材交流の促進などの方向性が示された。【国土交通省「今後の共助による地域づくりのあり方検討会」のとりまとめ (平成 30 年 3 月)】
--	--

政策 C 2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
C2-1 市民の文化・スポーツ、学習活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックの機運の高まりに合わせて取組を進めることで、より効果的なスポーツ振興施策の展開が期待できる。 ・国はスポーツ立国をめざし、スポーツを成長産業としていく取組 (施設の収益性向上や観光など他産業との連携、スポーツ経営人材の育成等)を進めようとしている。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・スポーツ参画人口の拡大、スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現、際競技力の向上、クリーンでフェアなスポーツの推進を柱とした、「第 2 期スポーツ基本計画」が策定された。【スポーツ庁 (平成 29 年 3 月)】
C2-2 多様な交流と共生によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会を迎え、高齢者が経験や能力を生かして地域社会に貢献し、生きがいをもって暮らすことのできる学習システムづくりが求められる。 ・女性や高齢者などの活躍が期待される中、職業教育や学び直しの機会・しくみの充実が求められる。社会人向け講座やビジネススクールなど社会人の学習ニーズが増大している。 ・自治体、学校、地域団体 (NPO 等)、民間企業、コミュニティが、地域ぐるみで地域人材を育成するしくみの構築が求められる。 ・全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会

	<p>を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3期教育振興基本計画」（中央教育審議会 平成30年3月答申）では、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項として、個人の目指すべき姿「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」と、社会の目指すべき姿「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」が掲げられ、①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する、②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する、③生涯学び、活躍できる環境を整える、④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する、⑤教育政策推進のための基盤を整備する、の5つの基本的な方針から取り組みを進めることが示された。【第3期教育振興基本計画（平成30年3月）】
<p>C2-3 文化の継承と創造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や高齢化の進展などにより、伝統文化の継承はますます困難になることが予想される。 ・学校教育、高齢者福祉、観光、産業、地域づくりなど幅広い分野において、文化・芸術が効果を発揮することが期待されている（個人の余暇の充実だけでなく）。 ・近年、文化施設への指定管理者制度の導入が進み、様々な効果や課題が明らかとなってきている。 ・国は文化芸術立国をめざし、文化芸術資源を活用した地域・経済の活性化を図る取組（子供の体験機会の確保、担い手の育成、魅力ある日本文化の発信、メディア芸術等の振興）を進めようとしている。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込むことを目的に、文化芸術振興基本法が改正された。【平成29年6月施行】 ・文化芸術資源を活用した経済活性化(文化GDPの拡大)などを謳った文化芸術推進基本計画が閣議決定された。【文化庁（平成30年3月）】 ・文化財に関する国の考え方が、国民共通の財産という視点で、保存一辺倒から管理・公開活用を重視する方向に替わってきている。

政策 C 3 だれもが平等でお互いに尊重しあうまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
<p>C3-1 平和の希求 と人権の尊 重</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性、子ども、高齢者、障害者、外国人の人権問題、同和問題のほか、刑を終えて出所した人の就職差別、犯罪被害者やセクシャルマイノリティ（LGBT）の人権問題など、人権問題は多様化している。【法務省ウェブサイトなど】 ・セクシャルマイノリティ（LGBT）については、社会的に大きな関心が集まっており、理解促進に向けた啓発や支援に取り組む自治体も徐々に増えている。【法務省ウェブサイトなど】 ・性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることが重要。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・インターネットによる人権（プライバシー）侵害が社会問題となっている。【法務省ウェブサイトなど】 ・地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされている。【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の施行（平成 28 年 6 月）】 ・地方公共団体は、相談体制の充実、教育及び啓発などに努めるとされている。【「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 12 月）】
<p>C3-2 男女 平等・男女 共同参画の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定、施行（平成 27 年 9 月）。平成 28 年 4 月 1 日から、労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられた。地方公共団体は、国の策定する基本方針を受け、推進計画を策定（努力義務）。【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月公布・施行）】 ・女性の活躍推進のためには、長時間労働の削減などの働き方改革や男性の家事・育児等への参画促進、テレワーク等による柔軟な働き方の推進、女性活躍のための行動計画の策定・情報公表等による女性の積極的な採用・登用の促進、将来指導的地位に登用される女性の候補者の育成などの取組が求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016、「女性活躍加速のための重点方針 2016】 ・非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加

	<p>しており、働き方の二極化に伴う諸問題への対応が求められている。また、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援が求められている。【第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）】</p> <ul style="list-style-type: none">• 女性に対する暴力をめぐる状況は多様化している。【第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）】• 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が展開されるよう、自治体や男女共同参画センター、民間団体等がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関等間の連携による推進体制を強化することが求められる。【第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）】• 財務省事務次官や狛江市長がセクハラにより辞任するなど、女性の人権侵害が依然として発生し、社会問題となっている。【平成30年4,5月】
--	---

【目指すまちの姿4】働き、学び、遊び、みんなが活気と魅力を感じるまち

政策D 1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
D1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方の多様化が進んでいる一方、非正規雇用など、二極化の問題が顕在化している。その中で若者や女性の就労・経済自立の問題が顕在化している。 ・女性が職業生活において活躍できる環境を整備するための法律が整備され、大企業の行動計画策定の義務づけ、地方公共団体の推進計画策定の努力義務が決定された。【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日公布・施行）】 ・高度外国人材の受入れ拡大が推進されている。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとして「働き方改革」の取組が始まっており、地域の特性に応じた働き方改革を進めることが求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・地域の価値を高めるため、空き店舗等のリノベーションなど、ストックの活用に向けた取組みが推進されている。【経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）など】 ・非正規雇用労働者は全体として増加傾向にあり、平成 28 年には 2,023 万人と、雇用者全体の約 4 割を占める状況にある。正規雇用を希望する非正規雇用労働者の正規雇用化を進めるとともに、雇用の安定や処遇の改善に取り組んでいくことが重要となっている。【厚生労働白書】 ・大手企業で入社間もない若い方が、業務量の急増や職場の人間関係に起因して自ら命を絶つ事態が起り、こうした事態の再発を防ぐため、『「過労死等ゼロ」緊急対策』が取りまとめられた。【長時間労働削減推進本部（平成 28 年 12 月）】
D1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者数が平成 29 年度は 2,869 万人となり、前年比 19.3%増となった。【日本政府観光局】 ・観光庁が平成 26 年 3 月に策定した「観光立国実現に向けたガイドライン」を受け、東京都は「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を改定した。【東京都（平成 27 年 2 月）】 ・平成 27 年 1 月、東京都は東京の食を楽しむウェブサイト「EAT 東京」を開設した。 ・近年、インターネットを通じて空き室を短期で貸したい人と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするいわゆる民泊が世界各国で展開されてお

	<p>り、急速に増加している。地域住民等とのトラブルや無許可での営業などの問題に対応するため、平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法が成立した。</p> <p>【住宅宿泊事業法の施行（平成 30 年 6 月）】</p>
<p>D1-3 都市 農業の振興 による農か らのまちづ くりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の安定的な継続を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市農業基本法が施行された。【平成 27 年 4 月】 ・都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地をこれまでの宅地化すべきものから、都市にあるべきものであるとした。【平成 28 年 5 月】 ・生産緑地地区の面積下限を、条例により 300 m²から 500 m²未満の間で定めることが可能となった。また、直売所、農家レストラン等に係る生産緑地地区内の制限が緩和された。【生産緑地法の改正（平成 29 年 6 月）】 ・住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る目的で、住居系用途地域の一類型として新たに田園住居地域が創設された。【都市計画法、建築基準法の改正（平成 30 年 4 月）】

【目指すまちの姿5】いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち

政策 E 1 安全・安心のまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
E1-1 減災・防災 のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりとして、建物の耐震化とともに、ターミナル駅など不特定多数の人が利用する施設の耐震化、出火防止対策、落下物防止対策などの促進が求められている。【大規模地震防災・減災対策大綱（平成 26 年 3 月）】 ・確実に訪れる少子高齢化時代、生産年齢人口比率の低下に対応するには、人々が身近なところでより簡単に防災に取り組めるようにすることが重要である。【平成 28 年版防災白書】 ・近年の台風や集中豪雨による被害を受け、浸水想定区域の変更、気象情報や河川水位情報の伝達等、風水害対策の強化が進められている。 ・平成 37 年度末までに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 100%とすることを目標とした。【東京都耐震改修促進計画の改訂（平成 28 年 3 月）】
E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全確保のためには、地域における人のつながりが重要であることが指摘されている。 ・2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策の推進が必要となっている。 ・サイバー空間の脅威への対応が求められている。 ・平成 28 年度の特種詐欺の発生は、発生件数約 18,200 件、被害額は約 390 億円となり、平成 27 年度と比べ、件数は 28.6 ポイント増加。被害額は 4.3 ポイントの減少となっている。特種詐欺対策の強化が求められている。 ・特種詐欺の中で、オレオレ詐欺が 8,500 件（47.3 ポイント増）、架空請求詐欺が 5,800 件（53.8 ポイント増）、還付金詐欺が 3,100 件（14.8 ポイント減）の被害が多い。 ・都は治安対策として、①身近な犯罪の防止対策、②暴力団排除対策、③外国人不法就労防止対策を軸に施策を推進している。 ・食品の安全性や消費者の選択の機会確保のため、食品表示基準等の義務が定められた。【食品表示法の施行（平成 27 年 4 月）】 ・訪問販売など特定の取引類型を対象に不公正な勧誘行為等の取締りを強化した。【特定商取引に関する法律の改正（平成 28 年 6 月）】
E1-3 交通安全の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の交通事故死亡者は、減少し続けていたが、平成 27 年度に 15 年ぶりに増加した。主要因は、高齢者による交通事故件数の増加であり、高齢者の交通安全対策（運転者、自転車、歩行者）の強化が求められている。

	<p>る。【平成 28 年版交通安全白書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策など、交通安全に関する施策の大綱を定めた第 10 次交通安全基本計画が策定された。【中央交通安全対策会議（平成 28 年 3 月）】
--	--

政策 E 2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
E2-1 充実した都市機能の維持・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラマネジメントによる公共施設の集約化など将来の施設配置なども考慮し、良好な土地利用を検討することが求められる。 ・地域の価値を高めるため、空き店舗等のリノベーションや公共的空間の利活用など、ストックの活用に向けた取組みが推進されている。【経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）など】 ・中心市街地の来訪者の増加、駅周辺の回遊を促進するための開発や市民活動拠点施設の開設、公共施設再編が進められており、具体化に向けてより一層の推進が進めていく必要である。 ・都市の活力を高め、にぎわいを創出するため、都市計画と他の政策分野（産業振興、子育て支援、高齢化対応、物流、防災等）との横断的連携の強化が求められる。【経済財政運営と改革の基本方針 2016】 ・都市における緑地の保全及び緑化等を推進するため、生産緑地法を含む都市緑地法の一部改正が行われた。【平成 29 年 5 月】
E2-2 安全でゆとりある道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」では優先整備路線が示されている。一方、なお残る都市計画道路を対象とした、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」中間まとめが平成 30 年 7 月に公表予定。
E2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車ネットワーク計画策定並びに自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の通行ルールを徹底することを目的として「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が一部改定された。【国土交通省・警察庁（平成 28 年 7 月）】 ・高齢運転者の交通安全対策が強化された。【道路交通法改正（平成 29 年 3 月）】 ・警視庁が一般国道及び都道を対象に自転車ナビマーク・ナビラインの設置を進めている。
E2-4 良質な住環境の確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、市町村等に調査権が付与されるとともに、特定空家の所有者に対して、助言、指導、勧告、代執行など踏み込んだ対応が可能となった。【平成 27 年 5 月】

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・若年・子育て世帯や高齢者に対する住宅施策の強化や空き家の抑制など、少子高齢化・人口減少等の課題について住宅政策の方向性を提示した新しい住生活基本計画が閣議決定された。【平成 28 年 3 月】・都内世帯の約 4 分の 1 が居住する主要な居住形態となっているマンションが管理不全に陥らないようにするため「良質なマンションストックの形成促進計画」が策定された。【東京都（平成 28 年 3 月）】・「所有者不明土地」が全国的に増加しており、活用を円滑化できるようにする「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が平成 30 年 6 月に成立した。来年夏までに施行される見込みとなっている。 |
|--|--|

【目指すまちの姿6】人・自然・地球 みんなで環境を大切にすまち

政策 F 1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

施策分野	社会経済動向、新たなニーズ・課題など
F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・人と生きものが豊かに共存したまちを実現するためには、市民や事業者等が力を合わせて取組むことが不可欠であり、生物多様性に関する普及啓発や協働の仕組みづくりを推進していくことが求められている。 ・平成 29 年に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」(Park-PFI) が新設された。【都市公園法改正 (平成 29 年 6 月)】
F1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本の約束草案」として国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減 (2005 年度比 25.4%減) の水準 (約 10 億 4,200 万 t-CO₂) にすることが決定された。【地球温暖化対策推進本部 (平成 27 年 7 月)】 ・温室効果ガス削減目標達成に向け、事業者、行政、市民等の一層の取組が求められている。地方公共団体については、目標達成に向け地球温暖化対策に関するマネジメントが求められている。【以上、パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針 (平成 27 年 12 月 22 日地球温暖化対策推進本部決定) - H28 年環境・循環型社会・生物多様性白書】 ・2030 年までに温室効果ガス排出量を 30%削減 (2000 年比) することなどを目標に掲げた東京都環境基本計画が策定された。【東京都 (平成 28 年 3 月)】 ・地球温暖化対策計画が閣議決定され、地方公共団体の役割として、地方公共団体実行計画事務事業編の策定し実施すること、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の地方公共団体は地方公共団体実行計画区域施策編の策定し実施するよう努めることとされている。【環境省 (平成 28 年 5 月)】 ・再生可能エネルギーを「主力電源化」する方針を新たに打ち出した「エネルギー基本計画」の改定案が公表された。【経済産業省 (平成 30 年 5 月)】
F1-3 ごみの少ないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで 3R の推進に取組んできたが、リサイクルは進んできているが、2R (リユース、リデュース) の取組がやや遅れているため、リサイクルの推進とともに、2R について積極的に取組んでいくことが重要となっている。【平成 27 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書】

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の廃棄物処理体制について備えておくことも求められている。【平成 27 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書】 ・廃棄物の排出を最小限に抑えるためには、環境負荷の少ない「新エネルギー」の積極的な導入など、資源循環型のエネルギー体系の整備が求められている。 ・「第四次循環型社会形成推進基本計画（案）」が公表され、地方自治体の取組として、地域の中小事業者や NPO・NGO などによる 3R に関する取り組み、モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリングなどを行う新たなビジネスに対する支援、環境に配慮したグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供などを行うこととしている。【環境省（平成 30 年 5 月）】
<p>F1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域、事業者と連携したまちなかの緑化推進に向けた新たな取組みが、様々な自治体において取組まれている。緑化推進とともに、地域のつながりの醸成等もねらったまちなか緑化の推進や公園等の協働による管理等の取組が期待される。 ・環境省では、ECO 学習ライブラリーにより地域や主体ごとに活用できる様々なコンテンツ情報を提供し、環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進している。